

## 目黒区地域包括支援センター事業委託事業者の選定について

### 1 主旨

地域包括支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46において、包括的支援事業等を実施し、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」と規定されている。

現在の地域包括支援センターの事業委託事業者（以下「事業者」という。）は、適切な運営がなされていると評価された場合は、5年間は継続して契約できるものとして平成26年度に公募選定し、平成27年度から事業を実施している。

契約期間が平成31年度で終了となることから、平成32年度以降の事業運営を公正・中立、効率的・効果的、継続的・安定的に実施するため、改めて事業者の選定を行う。

### 2 選定対象とする地域包括支援センターの名称、位置及び担当地域等

名称	位置	担当地域	受託事業者
目黒区北部包括支援センター	目黒区大橋一丁目5番1号	北部地区	(株)やさしい手
目黒区東部包括支援センター	目黒区上目黒二丁目19番15号	東部地区	(社)目黒区社会福祉事業団
目黒区中央包括支援センター	目黒区中央町二丁目9番13号	中央地区	(社)目黒区社会福祉事業団
目黒区南部包括支援センター	目黒区碑文谷一丁目18番14号	南部地区	(社)目黒区社会福祉協議会
目黒区西部包括支援センター	目黒区柿の木坂一丁目28番10号	西部地区	(社)目黒区社会福祉事業団

担当地域は、目黒区地区サービス事務所設置条例（平成6年12月目黒区条例第38号）別表に規定する各地区サービス事務所の所管区域とする。

### 3 主な業務内容

すべての区民を対象とした業務	
保健福祉の総合相談支援	総合案内、総合支援、地域のネットワークづくり
高齢者を対象とした業務	
介護保険法に基づく業務	
包括的支援事業	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防ケアマネジメント 一般介護予防（一部）
付加する業務	
高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとり暮らし等高齢者登録、食事サービス等の受付ほか
介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請等

#### 4 委託期間

平成32年4月1日から平成33年3月31日まで

ただし、区の設置する目黒区入札・契約適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）において履行実績の評価が良好であることを確認したうえで、翌年度の随意契約を適とすることが了承された場合、最大5年間は継続して契約できるものとする。

#### 5 選定方法

受託事業者は、高い専門性を有し、その専門性を活用した実践力を行使でき、かつ、その実績を有するものであることが必要であるため、「目黒区におけるプロポーザル方式に基づく業者選定に関する事務手続き要綱（平成16年6月24日付け目総契第326号決定）」の規定に基づき、健康福祉部長を委員長とする「目黒区地域包括支援センター運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、事業者を選定する。

#### 6 事業の引継ぎ

平成32年度から新たに選定された事業者は、当該年度当初から円滑に業務運営を実施できるように、平成31年度中に現委託先事業者との引継ぎを行うものとする。

#### 7 今後の予定

平成31年	1月10日	公募開始
	2月12日	公募締切
	2月24日	選定委員会（一次選考：書類審査）
	3月 3日	選定委員会（二次選考：ヒアリング、委託予定事業者の決定）
	下旬	結果公表
平成31年度中		事業者交代に係る業務引継ぎ（平成32年3月末まで）
平成32年	4月 1日	契約締結、選定後の事業者による事業開始

以 上